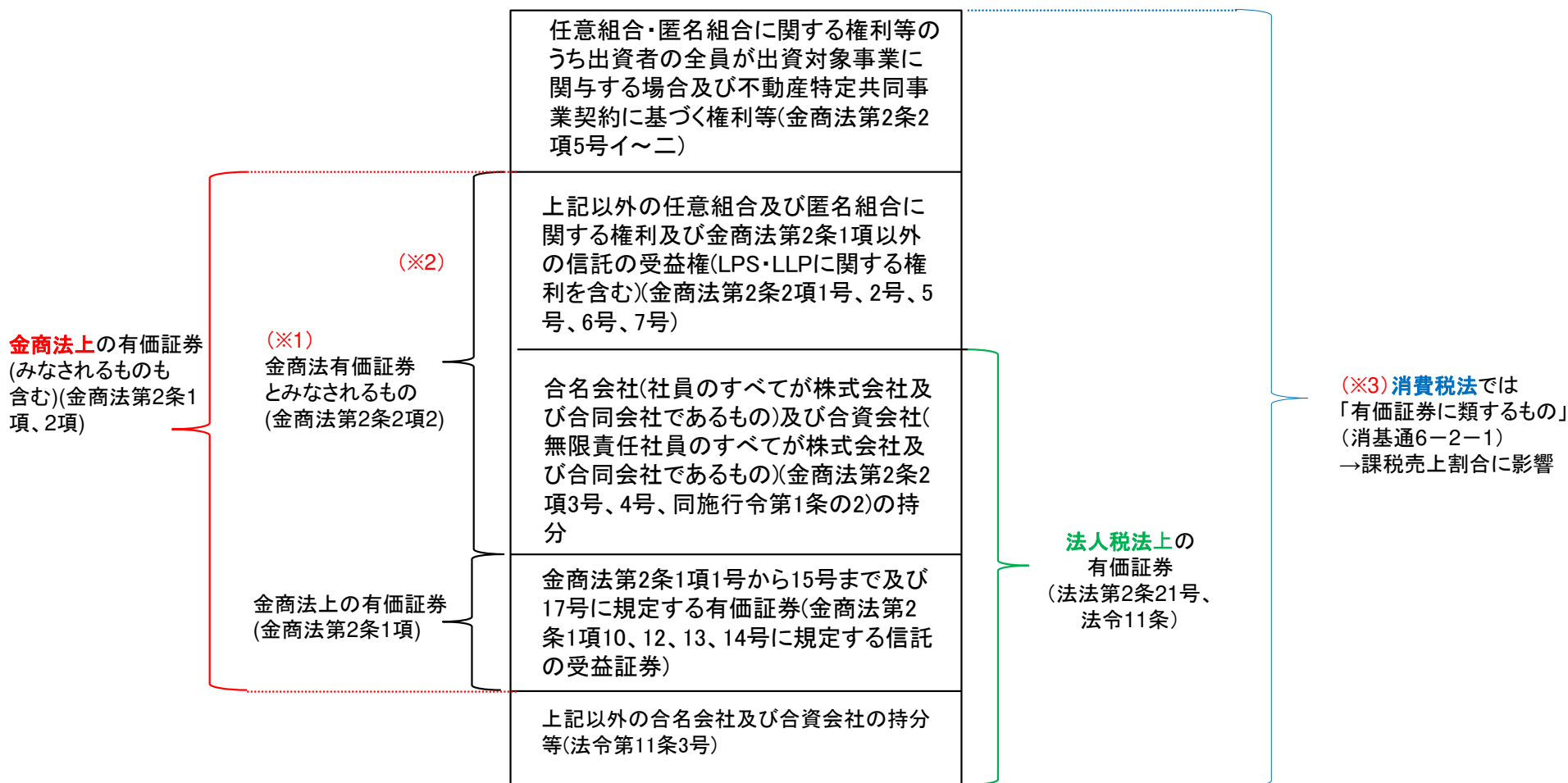


# 【匿名組合】金商法と法人税法の「有価証券」の定義



(※1)2号各号に掲げる権利のうち、流通性等を勘案し内閣府令に定める一定の場合を除き、電子的情報処理組織を用いて移転することが出来る財産的価値に表示される「電子記録移転権利(いわゆるトークン)」は**金融商品取引法においては1項有価証券**として取り扱われる。

(※2)組合に関する出資は、金商法ではみなし有価証券とされるが、法人税法上の有価証券には該当しない。

(※3)組合出資を譲渡した場合、消費税法上は有価証券に類するものの譲渡(非課税売上)として取り扱う。